

和歌山県立医科大学附属病院長候補者の選考委員会規程

制 定 平成30年7月6日和医大規程第20号

最終改正 令和8年8月31日和医大規程第20号

(趣旨)

第1条 公立大学法人和歌山県立医科大学部局長等選考規程（平成27年11月2日和医大規程第33号）第7条第2項の規定に基づき、理事長に推薦する和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の附属病院長（以下「院長」という。）候補者を選考するために設置する院長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 候補者の選考方法
- (2) 候補者選考規程の改正に関する事項
- (3) 候補者の選考基準
- (4) 選考対象者の審査ならびに候補者の選定

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を、教育研究審議会に報告するものとする。

- (1) 院長候補者選考規程の改正に関する事項
- (2) 院長候補者の選考に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 副理事長
- (2) 医学部長
- (3) 事務局長
- (4) 保健看護学部長
- (5) 薬学部長
- (6) 看護部長
- (7) 医療安全管理責任者又は教育研究審議会から指名されたこれに準ずる教職員 1名
- (8) 教育研究審議会から指名された教職員 4名
- (9) 理事長が任命する学外有識者 2名

2 前項第9号の委員は、教育研究審議会の審議に基づき、理事長が任命する。ただし、医療法施行規則第7条の3第2項に定める者を除く。

3 委員は、選考対象者として自ら応募した場合は、委員を辞するものとする。

4 委員が前項その他事故により欠員となった場合は、必要に応じて、第1項各号の委員を教育研究審議会で審議のうえ、補充することができる。

5 理事長は、委員会を設置したときは、委員名簿及び選定理由を公表する。前項の規定により、委員の補充をしたときも同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が設置され、理事長が病院長を任命するまでの間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員が、その職を代理する。

(議決要件等)

第6条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年7月6日から施行する。

(和歌山県立医科大学附属病院長候補者選考規程に関する検討委員会規程の廃止)

2 和歌山県立医科大学附属病院長候補者選考規程に関する検討委員会規程（平成27年11月2日和医大規程第38号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年8月31日から施行する。